

一般社団法人ヒロカワ企画 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヒロカワ企画と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、演劇の振興を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 舞台制作に関する事業
- (2) 演劇、舞台芸術等に係る企画及び情報発信並びにこれらに関する業務の受託事業
- (3) 俳優の養成企画及び派遣に関する事業
- (4) ワークショップの開催に関する事業
- (5) 講演会の開催及び講師の派遣に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第6条 社員は、別に定めるところにより届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。

(社員の資格の喪失)

第7条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

第3章 社員総会

(定時社員総会)

第8条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第9条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第10条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故がある場合には、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議事録)

第11条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第12条 当法人に、理事1名以上を置く。

(代表理事)

第13条 理事のうち1名を代表理事とし、理事の互選によって定める。ただし、当法人の理事が1名である場合には、当該理事が代表理事となる。

(任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第5章 計算

(事業年度)

第15条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

第6章 附則

(設立時役員)

第16条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 廣川麻子

設立時代表理事 廣川麻子

(設立時社員)

第17条 設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

東京都世田谷区代田四丁目13番8号

設立時社員 廣川麻子

神奈川県愛甲郡愛川町春日台二丁目17番地の3

設立時社員 北見健浩

(法令の準拠)

第18条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ヒロカワ企画設立のため、設立時社員 廣川麻子 外1名の定款作成代理人 行政書士 瀬川宏は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成25年8月14日

設立時社員 廣川麻子

設立時社員 北見健浩

定款作成代理人

東京都八王子市元八王子町一丁目347番地2

行政書士 瀬川宏